

# 改正後の台灣商標法及び実務ガイド

陳 瑞媛  
Crystal J. Chen

パートナー  
中国及び米国ニューヨーク州登録弁護士



**TSAI LEE & CHEN**  
Patent Attorneys & Attorneys at Law

# 2012.7.1 実施された 台湾商標法の改正範囲

旧条文計94条  
追加計26条  
未改正計14条  
改正計71条  
削除計9条  
改正後条文計111条

## 改正範囲～商標法施行規則

旧条文計41条  
追加計20条  
未改正計3条  
改正計27条  
削除計11条  
改正後条文計50条

## 審査基準の改正

小幅に改正した審査基準(4月20日に改正・公布、7月1日発効)

「商標識別性審査基準」、「混同誤認の虞に関する審査基準」、「商標法第30条第1項第11号に定められた著名商標の保護審査基準」、「小売役務審査基準」、「登録商標の使用に関する注意事項」、「商標審査官が無効審判を請求するときの作業要点」、「商標法における利害関係人の認定要点」、「商標争議事件の公聴作業要点」。

大幅に改正した審査基準(7月1日発効)

「(立体商標、色彩のみからなる商標、音響商標、匂い商標、動きの商標、ホログラム商標などを含む)非伝統的な商標の審査基準」、「ディスクレームの声明に関する審査基準」、「証明標章・団体商標並びに団体標章の審査基準」。

# 商標の新規出願～ 商標登録の保護客体を拡大(商標法 § 18)

- この法律で商標とは識別力のあるあらゆる標識を指し、文字、図形、記号、色彩、立体形状、動き、ホログラム、音響など、又はその結合であるものをいう。
- 前項のいう識別力は、商品若しくは役務と関連のある消費者が商品若しくは役務の出所を示すものと認識することができ、かつ他人の商品若しくは役務と区別できるものをいう。

## 非伝統的な商標の類型

### 立体商標(第5類)

The screenshot shows the 'Geometric Search - Registration Summary' page of the Japanese Trademark Office's system. The top navigation bar includes links for 'Text Search' and 'Image Search'. The main search area displays five registered 3D trademarks:

Image	Registration Number
	1. 101000369
	2. 100063186
	3. 101069103
	4. 100052200
	5. 100063179

Below the images, the search conditions are listed: '商品(服務)組群代碼 : 0501, 050101, 050102, 0503' and '查詢條件 : 路徑: 13-0-0, :申請/優先權日:'. The bottom right corner shows the search time: '検索時間: 2013/2/28 14:25:39'.

# 非伝統的な商標の類型

動きの商標(第5類) Example(s) on power point.

音響商標(第36類) Example(s) on power point.

音響商標(第3類及び第5類) Example(s) on power point

## ホログラムの例



ホログラムとは一枚のフィルムにおいて同時に複数のイメージを写すこと(ホログラフィー)で立体映像を呈させることを言い、複数の画像又は単一の画像が見る角度の変化によってレインボー色に変化する。ホログラム商標はレーザーラベルを標識とすることを指す。当該レーザーラベルが消費者の認識により偽造防止用のラベルや商品の装飾に属さず、商品又は役務の出所を示す機能を備えている場合は、登録出願することができる。

(知的財産局「非伝統的商標審査基準」より抜粋)

## 出願手続き

### 出願の必要情報

- i. 商標登録出願人の氏名若しくは名称
- ii. 商標の見本
- iii. 指定商品又は役務

### 必要文書

- i. 委任状(署名又は捺印済)
- ii. 優先権証明書

## 政府料金の計算

- i. 同一又は複数の商品に対する多重形容は、形容された商品の数量にその機能を描写するためには使われた形容詞の数量を掛けて計算される。
- ii. 例：“外科用、医療用、歯科用及び獣医科用装置並びに器具”

## 優先権主張

- i. 優先権を主張することができる者：世界貿易機関(WTO)の加盟国の国民
- ii. 優先権を主張する条件：最初の出願日から六ヶ月以内、又は出展の日から六ヶ月以内
- iii. 複数の優先権

## 実質審査

出願後自発的に又は商標主務官庁の要求により補正

### i. 指定商品・役務に対し

- 明瞭でない記載を明瞭なものに改める
- 範囲の減縮

### ii. 商標の見本に対し

- 一般的原則
- 非実質的変更

商標に誤認誤信させる要素や、顕著性のない要素が含まれている場合、また、連絡先やホームページアドレスが入っている場合

### iii. 出願内容に対する訂正

## 商標見本の非実質的変更



出願時の商標見本



変更後の商標見本



# 実質審査 オフィスアクションの対応の方法

商標が顕著性を有さない、  
又は不登録事由に該当するとされる場合



- i. 説明的な商標
- ii. 商標が商品又は役務の通用名称である場合
- iii. 機能性
- iv. ディスクレームの声明-出願商標が識別力のない部分を含むことにより、商標権の範囲に疑義を生ずる場合は、出願人が当該部分に対しディスクレームを声明する必要がある

## 【機能性】

### 商標の審査及び登録～機能性に関する不登録事由の改正(商標法 § 30 I ①)

#### 改正理由

立体形状のみならず、色彩や音響なども機能性を有する。

#### 機能性の定義

商品・役務の用途若しくは使用目的を達成するため欠けてはならない特定的な商品デザイン・特徴、或いは商品・役務の原価・品質に影響するもの。

#### 実用機能

- ・商品の使用目的若しくは技術効果を達成するために必要な特徴。
- ・より安値若しくは簡単な生産方法で生産できる商品の特徴。

#### 美的機能

商品・役務の機能向上や生産原価の低減をもたらすような実用機能を有しないが、競争において他の優勢を有し、当該優勢は独占されるべきでなく他の同業者にも使用されるべき状況を指す。

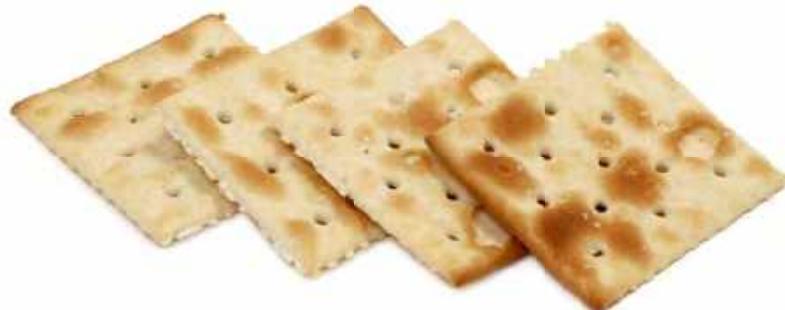
(タイヤを指定商品とする場合)  
形には実用機能がある



(消火器を指定商品とする場合)  
実用機能がある



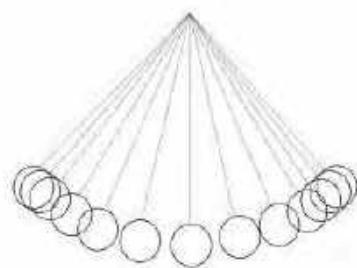
(クラッカーを指定商品とする場合)  
形はより安価で生産できる商品の特徴と考えられ、実用機能がある



(救急車による運搬を指定役務とする場合)  
実用機能がある



(時計を指定商品とする場合)  
実用機能がある (振り子運動の動画)



(香水を指定商品とする場合)  
美的機能がある (バラの香り)



(調味品、ハーブティーなどを指定商品とする場合) 実用機能がある (ラベンダーの香り)



# 【ディスクレーム制度】

## 商標の審査及び登録～ディスクレーム制度の改正(商標法 § 29 III)

### 改正前

出願商標が説明的な又は識別力のない部分を含み、当該特徴を除去すれば商標の完全性を損なう場合は、出願人が当該部分に対しディスクレームを声明することにより登録を受けることができる。

### 改正後

出願商標が識別力のない部分を含むことにより、**商標権の範囲に疑義を生ずる場合は**、出願人は当該部分に対しディスクレームを声明しなければならない。ディスクレームを声明しない場合は登録を受けることができない。

登録により付与された商標権の範囲は明確であるため、疑義を生じさせない部分に対しディスクレームを声明するようにと出願人に要求する必要がない。疑義を生じさせないと認定された部分に対し専用権を要求する場合には、出願と同時に識別力を有する／取得している証拠資料を提出しなければならない。

## 実質審査 引用商標の対応策

### 登録の障害となる引用商標の対応策

- i. 指定商品・役務の減縮
- ii. 商標登録出願の分割
- iii. 商標併存登録同意書の提出—明らかに不当な併存登録に属さない場合に限る
- iv. 引用商標と出願商標の非類似を内容とする意見書の提出
- v. 引用商標の使用状況に対する調査

# 商標の審査及び登録～ 商標出願権の指定商品・役務減縮、分割及びデ ィスクレームの声明期限 (商標法 § 31)

## 改正のポイント

指定商品・役務の減縮、商標の非実質的変更、出願権の分割並びにディスクレームに関する声明は**拒絶査定前**に行わなければならないように改正。

## 改正の理由

拒絶査定前理由を先行して通知する制度を採用していると共に、此度の商標法改正において答申期間に関する制限を緩和したので、出願人が斟酌・考慮する時間は十分ある。また、出願案の審理の早期終結を促すため、拒絶査定後の減縮、分割に対し制限を加える必要がある。

# 取消・無効が請求された商標権の分割 並びに 減縮の期限(商標法 § 38 III)

## 改正前

商標に対する異議申立又は無効審判請求の**処分が最終的に確定する前**においても、商標権の分割をすることができる。

## 改正後

異議、無効審判若しくは取消審判に係わる登録商標の商標権分割若しくは指定商品・役務の減縮は、**処分前にしなければならない**。

# 【同意による商標の併存登録】

## 商標の審査及び登録～併存登録に関する改正 (商標法 § 30 I ⑩)

### 改正のポイント

明らかに不当な併存登録に同意する行為は拒絶理由を解消することができないように改正。

### 改正の理由

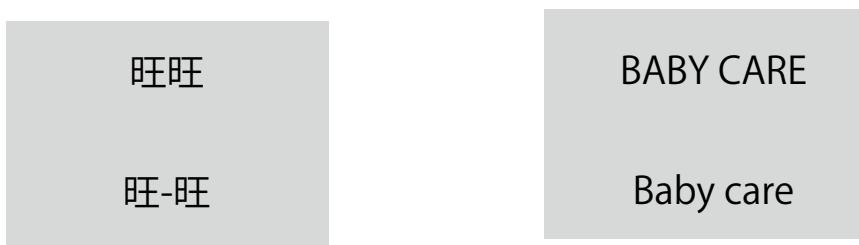
不当な商標併存登録が消費者の権益に影響を及ぼすのを避けるため、また、商品・役務の出所を示すという商標機能の喪失を防ぐために法律改正が行われた。

### 不当の態様

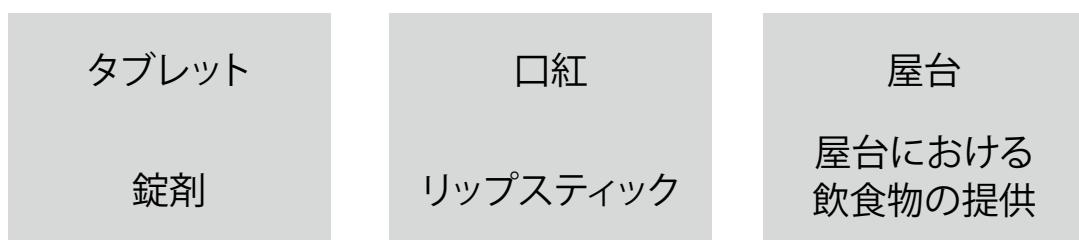
- ・出願商標と先登録・先願商標とが**同様**であり、かつ、同一商品・役務を指定する場合。
- ・裁判所が登録商標に対し処分禁止の仮処分を発令しているにも関わらず、他人の併存登録に同意する場合。
- ・その他明らかに不当な併存登録同意に属する場合。

## 明らかに不当な併存登録事例

商標がほぼ完全一致



指定商品・役務が完全一致



## 【査定及び登録】

### 商標の審査及び登録～登録料納付期限経過後の救済方法である権利回復の請求(商標法 § 32 III)

登録料納付期間内に納付せず

- ・故意によらず(過失を含む)
  - ・登録料納付期間の経過後六月以内に請求
  - ・登録料及び同額の割増登録料を納付
  - ・但し第三者の権益を害するときにはこの限りでない
- ・商標法に関するシンガポール条約第14条第2項及び第4項を参照し、登録料納付期間の非遵守の場合の救済措置を追加。
- ・天災など当事者の責に帰すべきでない事由により登録料納付期間を遵守し損ねた場合、本条ではなく商標法 § 8 II を適用し原状回復を請求することが適切である。

## 【登録商標権の範囲及び制限】

### 商標使用の定義明確化

販売の目的で

- ・商標を商品若しくはその包装容器に使用すること
- ・前号の商品を所持、展示、販売、輸出若しくは輸入すること
- ・商標を役務の提供と関連のある物に使用すること
- ・商標を商品若しくは役務と関連のある商業文書或いは広告に使用すること
- ・デジタル映像・音声、電子メディア、インターネット又はその他媒体を用いて前項の使用を行うときもまた同じである



商標を商品若しくはその包装容器に使用



台湾登録第1283417号商標



商標を役務の提供と関連のある物に使用



台湾登録第1331430号商標



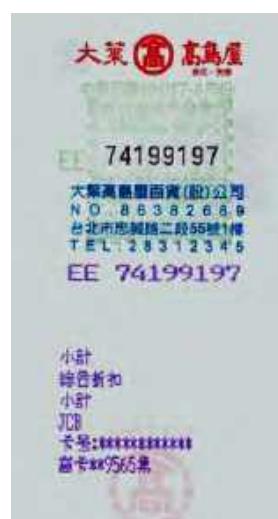
商標を商品若しくは役務と関連のある商業文書  
或いは広告に使用



台湾登録第73707号商標  
(元サービスマーク)

DAYEH(高)Takashimaya

台湾登録第90725号商標  
(元連合サービスマーク)



# 商標の通常使用と不法使用

## 通常使用

使用証拠は商標が実際使用されていることを証明可能なものであること(§57)  
実際使用商標が登録商標とは異なるが、同一と認定可能なものであること(§64)

## 不法使用

不当使用により他人の商標権を侵害する行為、他人商標の無断使用、権利侵害品を販売・販売の目的をもって所持するなどの諸行為。

民事責任：商標権に対する侵害若しくは擬制侵害(商標法§68、70Ⅰ①)。

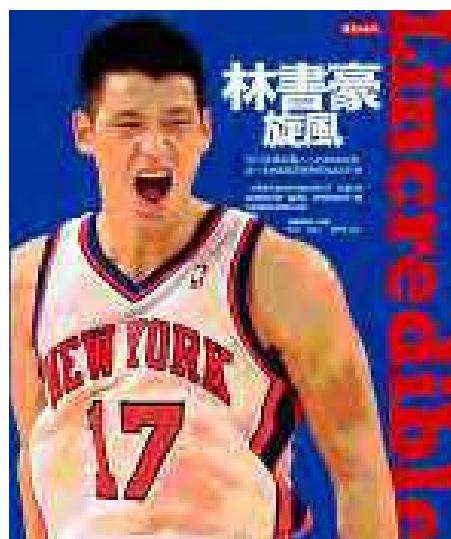
刑事责任：商標権若しくは団体商標権に対する侵害(商標法§95)、証明標章権に対する直接若しくは間接侵害(商標法§96)、侵害品と明知しながら販売など行った行為(商標法§97)。

# 商標の適正使用(§36I)

他人の商標の適正使用は、商標権の効力に制限されない。

## 説明的な使用

- i. 自分の姓名を表示するため、又は自分の商品又は役務の名称、形状、品質、性質、特性、用途若しくは産地を説明するため
- ii. 使用は信義誠実なる商慣習に合致
- iii. 商品又は役務の機能を発揮させるために必要



# 商標の適正使用

表示的な使用

- i. 比較廣告
- ii. 製造者以外の第三者が製造した非純正品

您的位置在：大賣家量販網客店 > 3C數位 > 印表機/OA > HP相容性墨水

市價67折,容量硬是比較多,有原廠品質,副最好售後服務!

《INKTEC(印可得)》 HPI-7018  
(HP564彩色填充液+工具,□附墨  
(HP相容564/ 364/ 178/ 862/XL<sup>5</sup>  
色填充)

商品編號：B-1222957-00

★唯一原裝進口唯一上櫃上市,非一般坊間大陸  
★INKTEC熱銷120多國的國家,世界領導品牌!  
★ISO9001國際品質認証、墨水產品精品獎!  
★獨家!偉橋官網,真人線上MOV教學!易學又  
★百分百相容HP墨匣564/ 364/ 彩色填充

市價 570 元  
網路價 420 元

## 適正使用の「説明性」

「タカラ」商標  
日本登録第2721367号商標  
指定商品:しょうゆ (31A02)  
権利者:宝醤油株式会社



宝酒造株式会社

# 商標の適正使用

他人の商標を以って当該他人若しくはその提供する商品・役務を表示する例



## 比較広告の例としてよく挙げられるペプシ・チャレンジ

2000年5月頃、日産自動車が新聞に掲載した全面広告の一部抜粋。「朝日新聞の記事引用」という形式で、各社代表車種安全性を比較する広告

運輸省の安全性能比較（1990年度試験車）						
会社名	車種名	ブレーキ性能 (停止距離: m)		前面衝突安全性能 (障害物衝突評価)		
		急行 急停	急停 急行	運転者席	助手席	
トヨタ	イプサム	47.7	55.7	A	A	AAA
	エスティママルシード	46.0	50.5	A	A	AA
	タウンエースワゴン	45.9	51.5	A	A	AA
日 産	マークIIワゴン	45.5	50.5	A	A	AA
	アベニール	47.5	51.6	AAA	AAA	AAA
	サンダー	42.5	47.5	AAA	AAA	AAA
富士重工	ステーションワゴン	42.1	44.8	AAA	AAA	AAA
	プリメーラ	43.9	51.9	AAA	AAA	AAA
	ホーリーモードグランツ	46.5	51.5	A	A	AA
本 売	エクセラー	45.3	50.9	AAA	AA	AA
	アコードワゴン	42.1	51.2	AAA	AAA	AA
	S-MX	46.3	50.4	A	AA	AA
マツダ	カペラワゴン	44.2	49.9	AA	AA	AA
	スマートリミット	44.9	49.9	AA	AA	AA
	ボンゴラシエンティ	44.3	51.0	AA	AA	AA
三 菱	シャリオ	46.2	50.7	AA	A	A

# 商標の不使用による取消

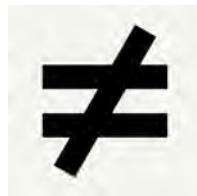
商標の同一性：(§ 64) 商標権者が実際に使用している商標と登録商標とは異なるが、社会通念上同一と認められるものは商標を使用していると認める。

例：商標の方向が水平から垂直に変更、フォントの変更、ローマ字の大文字・小文字互換

## 商標の変更使用

商標の登録が変更使用により取り消された場合、三年間同一又は類似の商標の同一又は類似の指定商品・役務における新規出願登録、譲渡又は使用権の許諾や設定を受ける事ができない。§ 65III

## 商標の変更使用例



**DERBY OWNERS CLUB**

## 【商標使用の同一性】

サイズ、アスペクト比又は書字方向の変更

DAYEH® Takashimaya



書体の変更

三國志



墨色の態様で彩色・色のみからなる商標を使用



## 【一部のみ使用】

外国語と中国語を組み合わせて登録した商標



商標の一部のみ使用

00000000zoc 0zoc

台湾登録第943161号商標

使用時に専用権を有しない部分を省略・変更



台灣登録第1320361号商標  
(「旭ダイヤモンド工業株式会社」及  
び「ASAHI DIAMOND INDUSTRIAL CO., LTD.」  
部分は専用権を有しない)

# 商標使用権の設定・許諾

1. 使用権設定の登録のみでは商標の使用を認定するのに十分ではない。—2007台北高等行政裁判所判決(96年度訴字第03637号)

## 2. 通常使用権

専用使用権  
再使用権

# 商標の争議手続

## 1. 一般の手続及び審査時間

平均審査時間は予想しがたい

当事者双方の交互意見陳述を終えた場合、通常は六ヶ月以内に決定書・審決書を受け取ることができる

改正法は争議の早期解決を期し、意見陳述に対する制限を追加。

## 2. 異議申立期間

商標登録公告後三ヶ月以内

3. 無効審判 (i) 引用される商標の登録が満三年経過の場合、請求人は請求前三年間の引用商標使用証拠を提出しなければならない。

(ii) 除斥期間は登録後五年以内。但し悪意を以って登録したものはこの限りでない。

## 4. 取消審判

他人がその有する商標を変更使用した結果、取消審判の請求人の有する引用商標と類似を構成し、かつ引用商標の登録が満三年経過の場合、引用商標使用証拠を提出しなければならない。

# 商標権に対する侵害

他人の商標権に対する侵害(§ 68)

- 販売の目的で

- 同一商標を同一商品・役務に使用するとき
- 同一商標を類似商品・役務に使用し、混同誤認のおそれがあるとき
- 類似商標を同一又は類似商品・役務に使用し、混同誤認のおそれがあるとき

• 商標の使用に属さないが、商標権に対する侵害を構成する擬制侵害

# 擬制侵害を構成した商標の使用

著名商標と同一若しくは類似商標を使用 (§ 70I①) – 混同誤認のおそれ、若しくは識別力又は信用を減損させるおそれがあるとき。

著名商標に含まれる文字を自社、商号、団体、ドメインネームその他営業主体を表す名称として使用すること(§ 70I②)

まだ商品と結合していないラベル、タグ、包装用容器に使用すること(§ 70I③)

行為	
生産	
陳列	
販売	
	まだ商品又は役務と結合していないラベル、タグ、包装用容器又は役務と関連のある物品(§ 70I③)

擬制侵害の態様



商標の例



香港三洋電器國際集團有限公司

HONGKONG SANYO ELECTRIC EQUIPMENT INT'L GROUP LIMITED

三 洋  
**SANYO**

P.S. 上記実例はご参考に供するために選出したもので、実際の発生地は日本と香港です。

# 商標権に対する保護

## 1. 民事及び刑事上の救済手続き

## 2. 損害賠償の計算

小売価格の千五百倍を上限とする(最低賠償金額は削除) 使用料に相当する金額を合理的な賠償下限とする

## 3. 水際取締りの強化

税関が職権を以って検査を行うことができる

商標権者は差押物見本を借りることができる  
権利侵害行為に対する追及または訴訟の提起に供するため、税関は模倣品に関する情報を権利者に提供することができる。



# 商標調査

Searches based on private database as the principle

台灣商標資料庫程式(V6.07)--台灣商標檢索系統,系統資料範例-彙編-1-1 - 101/12/16

查詢 列印 資料集 系統 系統管理  
台灣商標 |

合併方式:取代現有資料集 | 1.主要查詢 | 2.審定案號 | 3.正商標號 | 4.自定資料 | 5.清單查詢 |

A.商標名稱: TAKEDA  
B.商品類別: S  
C.公告日期:  
D.專用權人:  
E.專用期限:  
F.代理人:  
G.國籍地區:  
H.縣市地區:  
I.縣市地址:  
W.聯合運算: B

商標種類:  
 S.服務標章  
 T.商標  
 II.團體標章  
 V.證明標章  
 X.限定最後異動  
 Y.商標查名  
 Z.商標中英日混合  
Q.入選分數: 8000

✓ Y.查詢 (F2)      ✕ N.取消 (Esc)

貝爾資料庫程式(V6.07)--台灣商標檢索系統,系統資料範圍=彙編-1-1 - 101/12/16

查詢 列印 資料集 系統 系統管理  
台灣商標 | 主要查詢 | 檢索 | 檢索範例 | 檢索範例範例 | 檢索範例範例範例 | 檢索範例範例範例範例 | 檢索範例範例範例範例範例 | 檢索範例範例範例範例範例範例 | 檢索範例範例範例範例範例範例範例 | 檢索範例範例範例範例範例範例範例範例 | 檢索範例範例範例範例範例範例範例範例範例 | 檢索範例範例範例範例範例範例範例範例範例範例 | ?

商標種類	審定案號	比對計分	專用期限	商標名稱	專用權人
正商標	T1087046	9999	103/02/15	(及圖) TAKEDA	TAKEDA PHARMACEUTICAL
正商標	T1082445	9999	103/01/15	(及圖) TAKEDA	TAKEDA PHARMACEUTICAL
聯合商標	T1060020	9999	102/09/15	(及圖) TAKEDA	TAKEDA PHARMACEUTICAL
正商標	T890910	9999	109/04/30	(及圖) TAKEDA	武田藥品工業股
正商標	T683714	9999	104/07/15	(及房屋型圖案) TAKEDA	武田藥品工業股
聯合商標	T612088	9999	102/05/15	(及房屋型圖案) TAKEDA	武田藥品工業股
正商標	T597979	9999	92/05/15	(及房屋型圖案) TAKEDA	武田藥品工業股 <武田藥品
聯合商標	T477918	9999	83/08/15	(房屋型圖案) TAKEDA	武田藥品工業股
聯合商標	T336923	9999	85/08/31	(房屋型圖案及) TAKEDA	武田藥品工業股
聯合商標	T312034	9999	75/02/28	(房屋型圖案及) TAKEDA	武田藥品工業股
聯合商標	T212705	9999	91/11/30	TAKEDA	武田藥品工業股
聯合商標	T21991	9999		(及圖) TAKEDA	武田藥品工業股
聯合商標	T19206	9999	91/11/30	(及圖) TAKEDA	武田藥品工業股
正商標	T14546	9999	91/11/30	武田 TAKEDA	武田藥品工業股
聯合商標	T21967	9999		(及圖) TAKEDA	武田藥品工業股
正商標	T13154	9999	81/02/29	(及圖) TAKEDA	武田藥品工業股

商標種類: 正商標 審定案號: T1087046 公告日期: 93/02/16  
 專用期限: 103/02/15 專用權人: TAKEDA PHARMACEUTICAL CO LTD <武田藥品工業股, TAKE DA CHEMICAL INDUSTRIES LTD>  
 商標名稱: (及圖) TAKEDA  
 分類號: 3 代理人: 蔡坤財  
 國籍地區: 日本 異動代號: RG  
 商品名稱: [93/02/16] 公告: 化粧品, 人體用清潔劑, 衣物浴廁廚房用清潔劑, 香料, 牙膏, 皮革油, 線香, 研磨劑, 研磨用製劑, 除鏽劑, 動物用化粧品, 動物用不含藥洗滌劑  
 組群號碼: 010101, 030101, 030104, 030201, 0303, 0307, 0308, 0309, 0310, 0311, 0312

化粧品(030101) : 舊分類 = 3,1001,1002,1006,1007,2001,200  
 人體用清潔劑(030104) : 舊分類 = 3,1001,1002,1006,1007,200  
 衣物浴廁廚房用清潔劑(030201) : 舊分類 = 3,1001,1007,100  
 香料(0303) : 舊分類 = 3,1005,2005,3003  
 牙膏(0307) : 舊分類 = 3,1008,2008,3005  
 皮革油(0308) : 舊分類 = 3,1010,2010,3005  
 線香(0309) : 舊分類 = 3,1012,2012,3068  
 研磨劑(010101,0310) : 舊分類 = 1,3,1001,1002,1056,1057,10  
 研磨用製劑(0310) : 舊分類 = 3,1001,1057,1084,2001,2063,2  
 除鏽劑(0311) : 舊分類 = 3,1001,2001,3001,3072

記錄=1 / 1,091 : 標記數=0 子集:1/1 [主要查詢:B] [商標名稱:TAKEDA] <最低分數=8000> [商標種類:T.商標] ; [B.商品類別::5] <限制舊類, 跨組群搜尋, 組群>

Searches by name of the trademark, and designated classes of goods/services

### Choose degree of similarity

- i. Scores from 5000~9900, depending on the narrow or broad scope required.
- ii. Generally, 8000 is the set criteria, if not enough, broaden to 5000~7000, then check results manually
- iii. Flexible than official database

### Data updates

- i. 2-month gap from data of official database (official updated on Feb 16, private on Dec. 16)

# 商標調查

Searches based on official database as the supplement

The screenshot shows the homepage of the Trademark Search System. At the top, there is a logo for the Ministry of Economic Affairs and the text "商標檢索系統". A counter indicates "目前查詢人數: 00000556221". Below the header are several search categories:

商標文字及圖形近似檢索	綜合布林查詢	註冊津查詢
圖樣文字查詢	案件進度查詢	案件歷史資料查詢
圖形查詢	案號查詢	處分書查詢
商品及服務名稱分類查詢	申請人查詢	註冊費查詢
圖形分類路徑查詢	特殊型態商標查詢	

A note below the categories states: "資料僅供參考，不作為準則依據。"

**說明：**

- 一、 本系統資料更新日期為103/02/01。
- 二、 商標核准及申請資料查詢，以系統提供之檢索方式為準。申請註冊案，因資料僅備作業關係，請於提出申請之日起約40個工作日後再行查詢。
- 三、 本系統提供之資料，不包括各項權利之異動狀態，不得作為申請案准駁、權利異動及侵害他人權益與否之依據；有關各項權利之異動狀態，請洽本局。
- 四、 本局新商標網路公報系統自100年9月16日上線迄今運作穩定，原商標網路公報系統自12月1日起將不再對外提供服務。新商標網路公報系統查詢網址為 <http://tponet.tpo.gov.tw>，智慧財產權-網路公報>商標網路公報。

因系統限制，請使用IE瀏覽器9以下的版本，若使用IE10需開啟相容性檢視，以確保操作順利，謝謝。

台北市辛亥路二段185號3樓  
資料服務組服務台：(02)23767164/(02)23767165  
版權所有(C)經濟部智慧財產局  
最佳瀏覽模式：螢幕解析度800X600,字型適中

The screenshot shows the "Text Similarity Search" interface. It includes fields for "申請/優先權日" (Application/Priority Date), "圖樣中文" (Chinese Design), "圖樣英文" (English Design), "圖樣日文" (Japanese Design), and "圖樣記號" (Design Mark). There is also a field for "商品(服務)粗細代碼" (Product/Service General/Fine Code) with buttons for "搜尋" (Search), "加入" (Add), and "移除" (Remove). A note at the bottom says "目前已 0 項，最多 30 項".

**檢索範圍：**

申請案(有效)  註冊案(有效)  申請案(無效)  註冊案(無效)  
 核查案  其他應檢索之參考資料

**送出查詢** **清除設定**



申請人查詢						
申請人		查詢結果：				
商標種類	全部	序號	申請案號	註冊/審定號	商標種類	註冊公告日期
申請人	英文字母	2	10105176	01539946	商標	101/09/16
商標種類	字串相同	3	10009815	01539946	商標	101/06/01
申請日期	起	4	100055206	01519192	商標	101/04/16
迄	迄	5	100097900	01512934	商標	101/03/16
		6	100027236	01508931	商標	100/12/16
		7	100026745	01490765	商標	100/12/01
		8	100023449	01501773	商標	100/11/16
		9	100009171	01484046	商標	100/11/16
		10	099047337	01464045	商標	100/11/16
		11	099009317	01458099	商標	100/04/16
		12	099019549	01443496	商標	099/12/16
		13	099017799	01441036	商標	099/12/01
		14	099017796	01441037	商標	099/12/01
		15	099017795	01441036	商標	099/12/01
		16	099016381	01440779	商標	099/11/16

The screenshot shows the 'Trademark Search' interface. The search parameters are set to 'All' (商標種類), 'English' (申請人), and 'Exact match' (字串相同). The search term is 'Takeda GmbH'. The results table displays four entries, all registered by '武田股份有限公司' (Takeda Co., Ltd.) under the name 'DAKAS' (泰可達). The results are paginated at the bottom.

序號	申請案號	註冊/審定號	商標種類	註冊公告日期	商標名稱	專用期限	申請人
1	302003803		商標		DAKAS		武田股份有限公司
2	301072456		商標		泰可達		武田股份有限公司
3	301072455		商標		泰可達		武田股份有限公司
4	301072454		商標		泰青達		武田股份有限公司

## 商標調查

Consideration of Latin writing and Chinese characters

Choose degree of similarity

i. Latin writing can hardly be deemed similar to Chinese characters, vice versa

ii. Similarity between Latin writings

- considering prefix, suffix and pronunciations

iii. Similarity between Chinese characters

- regardless of traditional or simplified characters

**歐丹納 v 欧丹纳**

**寶馬 v 宝马**

- considering numbers of characters

- comparing prefix "first character(s)", suffix "last character(s)" and pronunciations